

Title	棉花輸入税撤廃の政治過程
Sub Title	
Author	牛島, 利明(Ushijima, Toshiaki)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1990
Jtitle	近代日本研究 Vol.7, (1990.) ,p.147- 169
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19900000-0147

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

棉花輸入税撤廃の政治過程

牛島利明

一、課 題

一八九六（明治二九）年の第九回帝國議會において、羊毛・棉花の輸入税を撤廃する法案が貴衆兩院を通過し、ともに同年四月一日より施行された。同じ第九回議會では、伊藤内閣が条約改正交渉の進展を背景に、明治三一年度より輸出税を全廢する方針を政府として初めて明らかにした¹⁾。羊毛・棉花の二法案は、帝國議會において成立した初めての輸入税免除法律案であり、また伊藤内閣の方針表明は明治二〇年代を通じて行われた輸出税全廢運動の成果として、一八九九（明治三二）年関稅定率法制定以前の貿易・関稅政策の変遷を考へる上で重要な意味を持つものと言へる。さらに、同議會では新たに營業税の國稅編入が決定されるなど、関稅のみな

らず租稅体系を大きく變化させる多数の法案が成立した。

當時行われたこれらの減・増稅案に関する議論は、各々を獨立したものとして取り扱うのではなく、日本經濟に対する自らの現状認識に即した政策案を構成する部分として主張されていた。たとえば福澤論吉は一八九三（明治二〇）年の『實業論』において、輸出入に関する各種統計、また國産綿糸とインド綿糸の平均コストを挙げた上で、国内産業の競争力について「実証的」に議論している。ここでは綿糸輸出・棉花輸入税撤廢の必要性が、「日本の無稅港即ち海關稅全廢」という文脈の中で主張されているのである。

にもかかわらず、従来の經濟史研究では、棉花輸入税撤廢は一八九四（明治二七）年に行われた綿糸輸出税撤廢との関連で論じられるのみであった。兩税の撤廢は國産綿糸の價格低減に大きく寄与し、海外市場におけるインド綿糸との競争

を可能にした。しかし、両税撤廃はただ紡績業史のなかで強調されるにとどまり、政府歳入に占める割合が小さなものであったがゆえに、財政史研究においては等閑視されてきた。

また、輸出税全廃の実施が一八九九年まで延期されたことも、棉花輸入税撤廃と輸出税全廃が同時の政策決定であることを理解する妨げとなってきたと言える。²⁾しかし、このような原因とは別に、棉花輸入税撤廃だけを租税体系の変化から引き離すような視点の存在が、一連の政策決定を統一的に理解するための大きな障害となってきたのである。それではこの視点というのはどのようなものであろうか。それを明らかにするためにまずは棉花輸入税撤廃に関する従来の研究を整理する必要がある。

綿糸輸出税、棉花輸入税撤廃に関する初期の評価は、両税撤廃をもって地主勢力に対する産業資本家の自由貿易論の勝利とするものである。これに対して、例えば高村直助は紡績業者自身が保護政策であることを意識していた点を挙げたうえで、綿糸輸出税に関しては輸出税全廃が受け入れられなかったこととの対比で、また棉花輸入税に関しては棉作農家の反対を無視したこと、政府が少なからぬ財源を放棄したこと³⁾を挙げ、両税免除は国内的には紡績業への選別的、特権的な保護であったと結論している。このような通説を背景として、近年では、三橋時雄の「農業立国の思想から、はっきりと商

工貿易立国の国是へと国の方針が変ったことを示すもので、棉花輸入関税の撤廃はその意味において画期的な出来事であると言わねばならない」という評価や、武部善人の「この『農工相克』〔棉花輸入税撤廃をめぐる棉作農家と綿糸紡績業の攻防・引用者注〕の結果は、『貿易優先的工業立国の宣言』の烽火とも見られる点で日本の経済史上、特筆さるべきことである」といった見解が生まれてきている。⁴⁾

現在通説となっているこれらの見解は、まず第一に棉花輸入税撤廃は国内農業の犠牲の上に成立したということ、第二に、ひとり綿糸紡績業のみが輸出志向型成長産業の旗手として保護を与えられたという点で共通している。すなわち、近年の研究は、棉花輸入税撤廃を「農業の犠牲の上に行われた産業資本への特権的保護」という構図の中で理解してきたのである。

しかし、この構図の中で棉花輸入税撤廃を捉えようとすることにはいくつかの問題点がある。まず第一に、全耕地面積に占める棉作の割合は一八八三(明治一六)年でも二・一%に過ぎず、棉作の衰退をもって農業全体の凋落を議論することはできない。また、この比率は、一八八三年から棉花輸入税撤廃以前の二八九四(明治二七)年にかけて一・二%まで減少している。国内棉作の衰退は、まず国産棉花を使用する手紡糸、ガラ紡糸が機械紡績糸に駆逐されたこと、そして国産

棉花では細糸の紡出が不可能であったことによるのであって、棉花輸入税撤廃以前に国内棉作の衰退は決定的なものになっていたと言える。国内棉作の衰退は、紡績業の発展と比較して対照的ではあるが、棉花輸入税撤廃が農業全体の「犠牲」を象徴するものではない。

第二に、「特権的保護」というとらえ方は、「自由貿易の勝利」説を否定すべく打ち出されたものであって、単に関税という側面から棉花輸入税撤廃を評価したものに過ぎない。次節で詳説するように、明治憲法の規定により租税の新設、廃止、税率の変更はすべて議会で立法を必要とするようになった。このため、さまざまな減税要求は議会で立法を目的として行われるようになり、政府、政党内の予算をめぐる対立の渦中に組み入れられていく。自由民権運動の系譜上に位置づけられる民党にとって、私的利益の代弁者とならねず、議会における政府対民党、もしくは民党対吏党の政策論争においては、それぞれの主張する減税、増税案がいかに公平な税負担を実現するものであるか、また社会的利益にかなったものであるかという点に議論の焦点が置かれていた。本稿では、以上のような議会議場以後の変化をふまえ、棉花輸入税撤廃法案の立法過程を明らかにすることによって、財政政策全体の中での位置づけを再考していくことに主眼をおきたい。

以下、まず第二節で明治憲法に定められた議会の予算審議権、租税の新設・改廃権について概観したのち、第三節では紡績の運動開始から第三回議会までの経過を整理する。そして、第四節においては棉花輸入税法案が初めて院議に上った第四回議会から法案成立までの政治過程について、議会内での賛否勢力の動向を手がかりに分析していく。続く第五節では、日清戦争後の財政規模拡大において、地租を据え置く一方で商工業者への新課税（営業税、登録税）が行われており、これら新課税の負担者である商工業者に対してバランスをとるかたちで、羊毛輸入税の撤廃、輸出税全廃などと同時に棉花輸入税撤廃が決定されていたことを明らかにする。

- (1) 『自明治二十九年度至三十八年度十箇年度間歳入歳出概算』大蔵省、『明治財政史』第三卷、明治財政史発行所、一九二六年、八三〇―八三二ページ、表五参照。
- (2) 輸出税は明治三二年七月一日より免除された。
- (3) 高村直助『日本紡績業史序説』上、塙書房、一九七一年。
- (4) 三橋時雄『棉花輸入税撤廃の日本経済史的意義―農業立国から工業立国へ―』、『大阪学院大学商経論叢』第九卷、第四号、一九八四年。武部善人『綿と木綿の歴史』お茶の水書房、一九八八年。
- (5) 全国耕地面積は梅村又次ほか『農林業』（長期経済統計九）、東洋経済新報社、一九六六年、第三二表、二一六ページ。
棉花作付面積は農商務省農務局『棉花に関する調査』、一九一三

年。

二、帝国議会の権限と財政政策の政治過程

一八八九（明治二二）年二月一日に發布された大日本帝國憲法の上論に基づいて、翌一八九〇年一月二十九日第一回帝國議會が開会し、同時に憲法が施行された。この明治憲法では周知のように、行政、統帥、編制、外交という四つの大権が天皇に属するものとされた。帝國議會は天皇の立法権を協賛する機関にすぎず、天皇大権に基づく国防、外交問題について関与することはできなかった。この点から見れば、議会の権限はきわめて制限されていた。しかし、天皇は議会の閉会中に限り法律に代わる勅令を發することはできたものの、その勅令は次の議會で承認を得なければ効力を失うものであった。このため、少なくとも立法権に関しては、「凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス」（第三十七条）という規定に基づき、帝國議會にも大きな権限が与えられていたと考えることが出来る。また、憲法には「新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ」（第六十二条）、「現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ旧ニ依リ之ヲ徵收ス」（第六十三条）という条文が設けられていたために、租稅を新設、改廢するためには、すべて法律案として帝國議會

の承認を受けることが必要となったのである。

財政政策に関する明治憲法の規定には、さらにもう一点重要な条項が含まれている。憲法は第六十四条において、「國家ノ歳入歳出ハ毎年予算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ」という形で議会の予算審議権を定めていた。しかし、すでに述べたように議會は天皇大権に抵触する事項については関与することができず、予算審議権についても「憲法上ノ大権ニ基ツケル既定ノ歳出」は「政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス」（第六十七条）という制限を受けていた。天皇は「陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」（第十二条）、「編制大権」、「行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定ム」（第十条）、「行政大権」とされていたから、帝國議會は前年度以前に定められた陸海軍の軍備費、官吏の人員および俸給額については政府の同意なくして削減することはできなかったのである。ただし、これらの条文は天皇大権に基づく歳出費目についてのみ、前年度予算で定められた額を保証するにすぎない。新年度の政府予算案に議會が修正を加えることは可能であったから、もし議会の議定案に政府が同意しないか、議會が予算案の議決を行わないということになれば、予算全体が不成立となり、第七十一条の規定に基づき政府は前年度予算を施行することしかできなかった。このような立法権、予算審議権をめぐる政府と議會の關係は、財政政策決定の全

般において非常に重要な意味を持つ。後に見るように、初期議会における立憲自由党、立憲改進黨を中心とする衆議院の民党勢力は、いわゆる「民力休養」を主張したが、その要求の具体的内容は行政費の削減による地租減税であった。このうち減税のものについては、議会の立法権を行使することにより衆議院では法案を可決することが可能であった。一方政府は天皇大権に属する行政費の削減には同意せず、減税案についても貴族院を盾としてこれを退けることが可能であった。このような状況は、周知のように第一回議会における自由党「土佐派の裏切り」に象徴されるような、政府と政党的対立や政党間、また政党内部での政治的駆け引きの原因となっていくのである³⁾。

帝国議会に対して行われたさまざまな減税運動もまたこのような対立、駆け引きとは無縁ではなかった。議会開設以前の減税運動は、推進勢力とその反対勢力、もしくは推進勢力対政府という一対一の利害対立関係が基本であり、その結果として双方の要求を政府がどう汲み上げるとかという点が重要であった。しかし、各種の減税運動が主として議会での立法を目指すものへと変化したことに伴い、複数の要求がその時々々の政治状況の中で相互に関連し合いながら議会での争点を形成するようになった。議会という新しい制度の下で、個々の要求が実現し、または排除された要因を考えるためには、

議会における争点全体を考慮する必要がある。

一八八八（明治二一）年に始まった棉花輸入税免除運動も、議会開設後、その運動の主力は議会へと向けられたが、免除運動に関する研究の大半は大日本紡績同業聯合会（以下紡連）の運動史のみに傾きがちである。また、議会での論争を取り上げる場合でも、紡連の強力な運動と比較して、棉作農家の反対がいかに非力なものであったかを繰り返し強調するのみである。このように、棉花輸入税撤廃の政治過程に関する分析が未解明のままであった理由は二点考えられる。第一に、議会、政党は、本来政治史の扱う対象である。しかし、棉花輸入税撤廃問題は時の政局を左右するほどの重要性はなく、政治史で取り上げられることは稀であった。第二の理由は、前節で述べたように、従来の研究が紡連自らの運動によって「下から」勝ち取った自由貿易が、政府が「上から」与えた特惠的保護か、という論点にとらわれていたためである。

(1) 大日本帝国憲法第八条

(2) 「帝国議会ニ於テ予算ヲ議定セス又ハ予算成立ニ至ラサルト

キハ政府ハ前年度ノ予算ヲ施行スヘシ」

(3) このような憲法の機能を軸として、議会成立から日清戦後経営に至る財政政策を巡る政府、民党的対立と妥協の過程を政治史の立場から明らかにしたのは、坂野潤治「明治憲法体制の確立」

富國強兵と民力休養』、東京大学出版会、一九七一年である。

三、紡績連合会の対議会運動

棉花輸入税、綿糸輸出税免除法案が初めて議会で提出されたのは、一八九二（明治二五）年五月に開会した第三回議会であった。本節では、第三回議会までに紡績が行った免除運動の経緯と同議会で提出された棉花、綿糸法案について簡単に触れることとする。

棉花輸入税免除運動は、一八八八（明治二一）年六月の紡連の総会で初めて決議された。これを受けて同年一〇月、渋沢栄一と紡連の難波二郎三郎が農商務、大蔵大臣に対して要望を伝え、一八九〇（明治二三）年六月には農商務大臣に対して請願書を提出した⁽²⁾。さらに同年一月の総会では、あわせて綿糸輸出税の免除を請願することに決し⁽³⁾、翌一八九一年一月に棉花輸入税、綿糸輸出税免除の請願書を農商務省大臣に提出した⁽⁴⁾。この請願書は大蔵省に回議されたが、検討の結果、前年に開設された議会による立法が必要であることが判明した⁽⁵⁾。同年一月の紡連臨時総会では請願委員が増員され、これ以降、立法による両税免除に向けて請願委員を中心として議会に対する請願運動が繰り返された⁽⁶⁾。請願委員は第二回議会で請願書を提出し、またこれと同時に、渋沢栄一、益

田孝の仲介で議会への政府案提出を働きかけた⁽⁷⁾。さらに東京商業会議所に対しても関係機関への棉花輸入税、綿糸輸出税免除の建議を要請した⁽⁸⁾。一八九二（明治二五）年三月には、第三回議会を前に自由党の板垣退助、改進黨の大隈重信、後の国民協会の指導者品川弥二郎らの代議士を訪問して免除法案の説明を行い、議会開催中には請願理由書を議員に配布するなど、活発な運動を続けた⁽⁹⁾。

このような運動を受けて、一八九二年六月八日輸出綿糸関税免除法律案と輸入棉花関税免除法律案が、それぞれ議員提出により第三回帝国議会衆議院に提出された。この時の提出者は、加藤政之助（改進黨）、浮田桂造（中央交渉部）、山田武甫（自由党）、太田実（中央交渉部）、牛場卓蔵（中央交渉部）、岡田孤鹿（自由党）、佐々木善右衛門（無所属）の七名であった。また、法案提出時には提出に協賛する議員の氏名を賛成者として法案に連記したが、この時の賛成署名者は七四名で、党派別に見れば、自由党一三名、改進黨二〇名、中央交渉部二五名、独立倶楽部八名、無所属八名であった⁽¹⁰⁾。この内訳を見ると、提出、賛成議員は特定の党派に片寄っておらず、提出、賛成全体では自由党一五名、改進黨から二一名、中央交渉部から二八名、独立倶楽部八名、無所属九名となる。ここで注目すべき点は、吏党系である中央交渉部から最大の二八名もの提出、賛成者が出ているということである。後に見る

ように、第四議會では民党が賛成、吏党は反対というように賛否が党派別に明確に分れるようになるが、この第三議會では特定の政党の支援によるのではなく、むしろ超党派的な性格を持っていたと言ふことができる。この時点では棉花輸入税免除をめぐる民党、吏党の対立はまだ見られなかったのである。また、この議會で棉花、綿糸法案が提出されたのは全會期二八日間のうち二三日目に当たり、議員提出法案の提出順で言っても全四二法案中三八、三九番目であった。¹¹⁾ 残された期日から言つて審議は不可能であり、この段階では紡連の要求を入れて一応提出はされたものの、法案中の優先順位は低く、まだ議題として取り上げられるだけの力を持っていなかったのである。両税免除法案が議事日程に上らないまま、第三回議會は六月一四日に閉會した。

- (1) 渋沢青淵記念財団竜門社編『渋澤栄一傳記資料』第十卷、渋澤栄一傳記資料刊行会、一九五六年、二〇七ページ。
- (2) 「輸入棉税免除請願の事」『聯合紡績月報』第一四号、一八九〇年六月。
- (3) 「綿糸輸出関税免除請願の事」『聯合紡績月報』第二二号、一八九一年一月。
- (4) 同上、および「岡山県下四紡績所の運動」『聯合紡績月報』第二二号、一八九一年二月。
- (5) 渋沢青淵記念財団竜門社編、前掲書、第十卷、三六五ページ。

- (6) 「紡績同業臨時聯合會日記」『紡績月報』第五号、一八九一年二月。
- (7) 渋沢青淵記念財団竜門社編、前掲書、第十卷、三六一ページ。
- (8) 同上書、三六八ページ。
- (9) 同上書、三六九ページ。なお品川弥二郎は三月一〇日まで内務大臣の地位にあった。
- (10) 以上法律案はすべて国立国会図書館法令議會資料室蔵版を使用、また所屬政党は衆議院事務局『衆議院議員黨籍録』、一九三二年による閉會時の会派。
- (11) 會期は閉會から閉會まで、ただし「議院成立ニ関スル集會」、「議席及部屬ノ抽籤」、「部長理事ノ選挙」、及び休會、停會日を除く。『帝國議會衆議院議事速記録』東京大学出版会、一九七五—八五年により算出。法案提出順は衆議院、參議院編『議會制度七十年史 帝國議會議案件名録』、一九六一年による。

四、棉花輸入税免除法案をめぐる 賛否勢力の形成

棉花輸入税撤廃に至る過程を考える上での最大の問題は、紡連の運動開始から撤廃実現までの八年という歳月である。すなわち、(一) 棉花輸入税免除の実現に八年間を必要とした原因は何か。(二) なぜ一八九六(明治二九)年になってその阻害要因が取り除かれたのか、という二点について説明を

与えることが必要となる。棉花輸入税撤廃は政府が与えた特惠的保護であるという見解を採用する研究は、第一点についても、ばらばら政府の財政的考慮にあったとし、第二点については日清戦争後の賠償金獲得を挙げるのが通説となっている。

たとえば、長岡新吉は「軍備拡張にいそがしかった政府にとつて、わずかとはいえ棉花の輸入関税は貴重な財源」であり、棉花輸入税免除が引き伸ばされたのは「少しでも財源を失いたくないというひとえに財政上の問題からであった」とし、「日清戦争の勝利と巨額の賠償金の獲得は、政府にその関税撤廃に踏み切らせるきっかけをつくつたのである」と述べている。本節では、まずこの通説を反証するための前提として、棉花輸入税免除案が初めて衆議院の院議に上つた第四議会における賛否勢力の動向について検討していく。

四一 一 議会における政治状況の変化

第四回議会は一八九二（明治二五）年一月二十九日に開会し、同年二月三日、二つの輸入棉花関税免除法律案が衆議院に提出された。ひとつは改進黨の加藤政之助と中央交渉部の浮田桂造による提出で、賛成者として三二名があげられている。賛成者の内訳は、改進黨一三名、中央交渉部四名、議員倶楽部（国民協会）九名、その他六名であった。もうひとつの法案は、自由党の単独提出によるもので、岡田孤鹿、江

原素六の兩名が提出者となり、他に自由党議員三一名が賛成者として名を連ねた。これら二つの法案は、一括して一二月一二日に初めて衆議院の議事日程に上り、第一読会が開かれた結果、特別委員会の審議に付託されることに決した。さらに翌一八九三年（二六年）二月一六日に第一読会の「統」として特別委員長長の報告が行われ、第一読会を通過した。二月二〇日には、第二読会を通過、ただちに第三読会が開かれ同日可決された。衆議員を通過した棉花輸入税免除法案は貴族院に送付されたが、残された会期が少なかったため、議題に上らぬまま、二月二八日に第四回議会は閉会となった。

第三議会では議題にさえ上らなかつた棉花輸入税免除法案が、わずか半年後の議会でなぜいきなり可決されたのだろうか。その理由に関して、従来の研究では紡績連合会の運動の成果が結実したという解釈しか与えられていない。たしかに紡連は第三議会終了後、一八九二（明治二五）年八月の定期大会で兩税免除運動に関する方針を再確認し、運動委員を増員して次の第四議会に向けて運動を続けてきた。しかし、基本的な運動方法にはそれ以前となら変化がなかつたといえる。また、世論の喚起をはかる紡連の働きかけによって、各新聞はしだいに棉花輸入税免除論を紙上で取り上げるようになった。しかし、これについても、当時もっとも大きな政治問題であつたのは議会開設以来の民党の地租減税要求と政府

の軍備拡大要求の対立であった。新聞、雑誌などのメディアにおける棉花輸入税問題の取り扱いには、地租問題と比較すればはるかに小さなものに過ぎず、政府、議会で圧力をかけるほどの世論の昂揚があったとは考えられない。

紡連の要請を受けた東京商業会議所も第三議会終了後の一八九二（明治二五）年七月に農商務、大蔵両大臣に建議書を提出していたが、商業会議所連合会での決議を経て、各地の商業会議所が一斉に建議、請願を行うのは、翌一八九三年の第五議会に對してであった。第四議会で棉花輸入税法案を提出した自由党にしても、開会の数ヶ月前までは少なくとも積極的に賛成する立場は取っておらず、むしろ反対の方針が伝えられていた。

さらに、棉花輸入税免除の主たる反対勢力となった大日本農会でも、反対意見を公にするのは第四議会で棉花輸入税免除法案が衆議院を通過した後の一八九三（明治二六）年一月のことである。同会の機関誌『大日本農会報』は、論説として「海外棉花輸入関税に関する意見」を掲載し、初めてその立場を明らかにした。この論説は、「我國綿糸紡績業者は海外輸入の原料棉花に賦課せらるゝ関税を免除せられむことを第二議會に請願せりと聞けり然れども當時吾人は何人か是等の事を採用するものあらむやと實に度外視せしに第四議會に及びて衆議院これを可決するに至る斯如きは實に意外の

變態なり」と述べている。第四議会において棉花輸入税免除法案が可決されたのは、大日本農会にとっても意外な出来事であったのである。このような種々の状況から言って、第三議会終了後の紡連の運動を契機として、棉花輸入税免除の気運が急速に高まったとは考えられない。とすれば、第四議会で棉花輸入税免除法案が可決された背景には、むしろ免除運動の対象であった議会の側に、棉花輸入税撤廃の優先順位をかめるような政治状況の変化が生じたのではないかと、という仮説を考へることが出来る。議会側の変化とはどのようなものであったかを考へるために、まず第四議会での棉花輸入税免除法案をめぐる議論を追ってみよう。

四―二 第四回議會での賛否勢力とその論拠

各説会では、法案提出者の加藤政之助、江原素六のほか、由雄與三平（無所属）が賛成の演説を行っている。これら賛成派の演説主旨は、一言で言えば紡績原料としての国産棉花の限界を価格、品質、数量の三面から説明するものである。その論理を以下に示せば、太糸の国内需要はすでに限界に達しており、今後綿糸紡績業が成長するためには、二〇番手以上の細糸を生産し、国内市場から輸入綿糸を駆逐する必要がある。また、現在は銀価下落、英国でのストライキ発生など日本の綿糸紡績業者にとって有利な状況になっている。この

機を見逃さなければ、さらに中国、朝鮮への輸出をはかることも可能である。そのためには、第一に、価格面で外国製綿糸と競争するためより安価な原料棉花を必要とする。第二に、品質面でも国産棉花は細糸の生産には不適である。輸入棉花によって細糸を、国産棉花によって太糸を紡績すれば、紡績業全体の発達によって国産棉花の需要も増えていく。第三に、国産棉花の作付面積はすでに減少しており、紡績業の成長に見合った十分な供給が望めない、よって棉花輸入税は免除するべきである、というものであった。

このような意見に対して反対の演説を行ったのは、神輿知常（有楽組…京都）、東尾平太郎（自由党…大阪）、渡部芳造（金之倶楽部…鳥取）、加藤六蔵（同盟倶楽部…愛知）、水落簡（国民協会…山口）など、後に大日本農会を中心として結成される棉作奨励会の会幹、評議員となる議員が主であった。⁸⁰ 彼らは賛成派の議論に対する反駁として、下の四点を挙げた。まず、（一）綿糸紡績業はすでに十分な利益を上げており、紡績業者を保護する必要はない。また、中国、朝鮮への輸出はたとえ棉花輸入税を免除しても不可能である。（二）細糸の紡績に適したアップランド棉の国内移植は成果を修めつつある。（三）そもそも棉作の作付面積が減少したのは輸入棉花の流入が原因である。細糸を紡績するために棉花を輸入すると言うが、もし棉花輸入税が免除されれば、同時に安価な

中国棉が薄団綿、中入綿などの雑用綿の市場にまで侵入し、やがて国産棉花は壊滅する。（四）棉作地帯は地価が高く見積られているので、棉作農家の地租負担は大きい。その上棉花輸入税を免除すれば、棉作農家にさらに大きな負担を強いることになる。

以上は、棉花輸入税免除に対する直接の反対意見であったが、この四点に加えて、さらに次のような反論が行われている。その反論とは、（五）地租減税、監獄費国庫支弁こそが衆議院の第一目標である。財源の余裕から考えて、棉花輸入税を免除することは「財政整理ノ順序ヲ過シ」という意見であった。最後の点は、棉花輸入税免除法案と「民力休養」特に地租問題との優先順位を問題にしたものであり、綿糸紡績業対棉作農家という視点だけでなく減税案相互の対立をも反対の根拠として考慮すべきことを示している。

以上のような反対意見の個々の論点は、第一説会から第三説会まで一貫している。しかし、反対派の議論を注意深く追って行くと、第一説会と第二、第三説会とは、各点に対する重点の置き方に微妙な変化が見られる。第一説会では、上記の反対理由のうちもっぱら（二）、（三）に重点が置かれ、民力休養問題との関連では渡部芳造が「本年ハ種々様々ノ民力休養、……夫ノ地価修正ノ問題ナンドガ出タニ附イテハ、容易ナラザル財源ヲ求メツ、アツテモ、コレヲ得ヌノデ心配

「ラシテイル」のであるから、棉花輸入税を全額免除するのではなく、輸出品に対する戻税として実施するほうがよい、と発言しているのみである。つまり、第一読会の時点では、減税要求として地価修正、地租軽減を優先するべきだという極めて具体的な批判であり、棉作保護とは独立した問題として扱われていた。ところが第二読会に入ると、むしろ地価修正、地租軽減の背後にある「民力休養」という基本方針そのものとの矛盾が問題とされ、棉花輸入税免除が公平な税負担に反すると批判されるようになった。第二読会の冒頭で反対演説に立った角利助（同盟倶楽部：三重）は、棉花輸入税免除について以下のような批判をしている。

「本案ハ租税ノ公平ヲ求ムルト云フコト、又民力ヲ休養スルト云フコトノ二ツニ反對スルモノト考ヘル、（中略）地価修正トカ、或ハ又地租軽減トカ云フ説ノ起ルト申シマスルハ、或ル一部ノ農者ヨリハ多クノ税ヲ取り、一方カラ輕ク取ルハ不公平デアル、之ヲ矯メナケレバナラヌト云フコト、又他ノ税ニ比較シテ考ヘレバ、地租ト云フモノハ甚ダ多キ部分ヲ出シテ居ル頗ル過剰デアル、コレハ早ク軽減シナケレバナラヌト云フ議論デゴザイマス、此租税ノ公平ヲ求メルト云フコト、地租ノ軽減ト云フコトハ（中略）當議會ノ精神骨髓デアルノミナラズ、日

本ノ輿論ハ此點ニ歸著スルト云フコトハ私ハ毫モ疑ヒマセヌ、夫ノ租税ノ公平ト云フコトモ地租ノ軽減ト云フコトモ、農者ヲ憐レム農者ノ艱難ヲ救フト云フ精神カラ成リ立ツテイル、然ルニ本案ハ之ニ反對シテ農者ノ利益ヲ減ズルト云フコトニナツテ居ル、（中略）天下ノ輿論ハ農者ノ負擔ヲ輕クシナケレバナラヌト云フノガ論據トナツテ居ルニ拘ラズ、一方ニハ此農者ノ利益ヲ削リ去ツテ、一方ノ民ヲ甚ダ困難ノ位地ニ陥レントスル結果ハ、甚ダ前ノ議論ト撞著矛盾スルモノト考ヘマスル」

角の発言で注目される点は、棉作農家保護論と地租減税が同一の基盤に立つものとして結びつけられていることである。棉花輸入税免除が民力休養の基本精神に抵触するという、第一読会では見られなかった新たな反対論拠が登場するのである。さらに第三読会では、このような論拠に基づいて、いっそう直接的な批判が行われる。前出の渡部芳造が第三読会で行った反対演説は次のようなものであった。

「諸君ハ豫テ民力休養ト云フコトハ御賛成ニナリ、且ツ唱エツ、アル人デアラウト思ヒマスガ、（中略）民力休養問題ノ一ナルトコロノ地價修正ハ既ニ倒レテ仕舞ツテ居リマス、ソレナミナラズ監獄國庫支辨案ハ、是モ細民ヲ助ケテヤラネバナラヌト云フコト

表1 棉花法案政党別賛否数

	自由党	改進黨	国民協会	その他	合計
賛成	71	22	2	12	107
反対	3	1	47	45	96
合計	74	23	49	57	203

出所 『紡績聯合会報告』第七号より算出
政党は議會閉会時の所属

デゴイマシタガ、是モ例
レタノデアリマスカラ、既
ニ民力休養ト云フ即チ細民
ヲ助ケルト云フ事柄ハ、一
ツモ行ハレナカッタノデア
ル、而シテ此助ケルト云フ
事柄ニ反對ナル所謂細民ヲ
いじめるト云フ法案、即チ
此棉花関稅廢止案ハ今將ニ
本場ニ現ハレテ、確定議ニ
ナラント云フ今日デアリマ
スカラ、實ニ我々ハ感慨ニ
堪ヘナイノデアリマス、
(中略)嗚呼實ニ是迄ハ民力
休養ト唱ヘツ、アツタガ、

其人々ノ御考ヘハ民力休養ノ御考ヘハナカッタノデ
アル、口デ言ハレタガ心ノ中ニナカッタト思ヒマス」

この渡部の発言を、第一読会での発言と比較してみれば、その違いは明確である。第一読会では、地租問題との財源的優先関係を問うものに過ぎなかったが、第三読会では、民力休養問題との根本的政策矛盾を批判する論調に変化している。このような反対派の論調の変化は、賛否勢力の分析に重要な

示唆を与える。この点においては後述することとし、まず、第三読会での議決について見ることにしよう。

以上のような論議を経て、棉花輸入税免除法案は第二読会を賛成八六、反対八四の僅差で通過し、引き続いて行われた第三読会では賛成一〇七、反対九六で確定議となった。議会での採決方法は賛成者の起立によるものがほとんどであり、氏名点呼による場合でも『議事速記録』には賛否別の総数しか記載されない。このような資料の制約から、各法案に関する議員個人の賛否は不明な場合が多い。しかし、幸いにも第三読会については、紡連の機関誌『紡績聯合会報告』によって賛否を議員別に知ることができる。表1は、賛否議員を党派別に分類したものである。この資料を用いて分析を行った村上はつは、(一)議員の選出地域が棉作地帯であるかどうかによって賛否を十分説明することはできない。(二)党派別分類を行った結果、民党議員は賛成、国権主義の主流政党(吏党)議員は反対でそれぞれ一致している。(三)議会で反対意見に見られるように、棉花輸入税免除が地租問題解決の阻害要因となる可能性があり、民党議員もこの可能性を自覚していた、という諸点を指摘した。また、これらの点から導かれる結論として、棉花輸入税免除法案が各政党の党議事項となっていたこと、各議員がこのような党議を順守したのは大多数の議員が内地棉の衰退と直接的な利害を失ってい

棉花輸入税撤廃の政治過程

表2 第三回議會棉花輸入税免除法案賛成者の第四回議會での賛否

	自由党	改進黨	国民協會	その他	合計
賛成	12	10	2	8	32
反対	0	0	12	6	18
合計	12	10	14	14	50

出所 各議會「輸入棉花関税免除法律案」

まず、第一には、民党の賛成理由が明らかになっていないことである。村上は「相対的に高い利潤を経済的基礎とした紡連の積極的運動」によって「自由党は、紡績資本の利益の代弁者として行動し、政府をその方向に突き上げていく勢力となっていたのである」と述べるにとどまっている。しかし、第三議会まで棉花輸入税案にさほど積極的でなかった自由党が、なぜ第四議會会で一致して賛成に回ったのか、前述のように、その原因を紡連の運動によって説明する事実はない。第二に、国民協會を中心とする吏党議員が一致

たことを示している。また、第四議會会で大勢の決していた棉花輸入税免除案が、結局第九議會まで成立しなかった原因は、政府の側から言えば軍拡への、民党の側では地租問題への財源的配慮があったためであると結論している。しかしながらこのような村上論文の結論には次のような問題点がある。

して反対した理由についても、まったく触れられていない。前節で見たように、第三回議會会では棉花輸入税免除法案の賛成議員は特定の党派に片寄っておらず、むしろ最大の賛成者を出しているのは吏党系団体の中央交渉部であった。初期議會における吏党の系譜は、大成会—中央交渉部—国民協會という系列が中心であり、第三議會当時中央交渉部に所属した議員の大多数が、その結成と共に国民協會に移籍している。この点からすれば、第四議會会で国民協會の議員が一致して反対票を投じたことを説明するためには、何らかの特別な理由を必要とする。この点について、もう少し検討してみよう。

表2は第三回議會会での棉花輸入税免除法案の賛成者のうち、第四回議會会での賛否が判明する議員について調べたものである。これによれば、第三回議會会で提出、賛成者に名を連ねていた五〇名の議員のうち、第四回議會会では一八名が反対票を投じている。これら一八名の議員は、完全に一八〇度「転向」したことになる。そのうち他会派から国民協會に移籍した議員が一二名を占め、国民協會所属となった議員のうち第四議會会でも依然として賛成票を投じたのは津田守彦、坪田繁の二名のみであった。

つぎに、第四回議會会での棉花輸入税免除法案の提出時に、賛成者として記載されていた国民協會所属議員九名について見ると、第三議會会で賛成したのは前出の津田守彦ただ一人で、

七名が欠席、残りの一名は反対票を投じている。以上の事実から見て、国民協会が党議として反対することを決定したのは、第四議会の会期中、少なくとも棉花輸入税法案が提出された一二月三日以降のことだと考えられる。とすれば、第三読会の議決に見られるような棉花輸入税免除法案をめぐる民党対吏党の対決という構図は、始めから自明のものであったとは考えられない。それでは、なぜ第四回議会中にこのような対立が生じたのか。その原因は、第一回議会から民党が強く要求してきた民力休養政策の行き詰まりと関連がある。

四一三 棉花輸入税撤廃をめぐる民党と吏党の対立

第二節で触れたように、第一回議会から第三回議会までの最大の争点は、民党の「政費削減・民力休養」（いわゆる消極主義）と政府の富国強兵政策（積極主義）の対立であった。第一議会でおよそ六四五万円の政費削減に成功した民党は、第二議会で民力休養の具体的政策として、この歳入剰余による地租減税を要求した。試みに、第二回議会での明治二五年度予算（一八九二年度）の自由党査定案を見ると、上記の剰余金に明治二三年度の歳入剰余五二一万円を合わせ、約一、一三三万円の歳入超過を見込み、その内地価修正に五〇〇万円、地租の五%軽減に約五八二万円を当て、なお三一万円の余裕があるとしている¹⁰。しかし、これに対する松方内閣は、歳

入剰余金を軍備拡張、製鋼所設立、河川修築、北海道土地調査費に振り向ける予算案を提出し、さらに鉄道国有化を計るなど、軍備拡張案に社会資本の充実・産業育成を組み合わせた積極主義をもって民党との対立姿勢を明らかにした。この民党と政府の対立は、衆議院において政府の軍備拡張、産業育成政策を支持する吏党と民党との対立として現われていた。衆議院の吏党の系譜は、第一、第二回議会の大成会から、第三回議会では中央交渉部へと変化していたが、その基本的な主張にはほとんど変化がなく、政府の積極主義を支持し、自由党、改進黨を中心とする民党の民力休養政策を批判するという立場を保っていた。ところが、積極、消極主義をめぐる政府対民党、もしくは吏党対民党の対立は、第四回議会での民党の政策転換と共に大きな転機を迎えることになる。

上述の自由党の予算査定に見られるように、民党が要求する地租減税は、税率を一律に引き下げることを目的とした地租軽減要求と、地租課税の対象となる地価の見直しを計る地価修正要求のふたつに分れていた。民党は衆議院で多数派を制していたので、衆議院での両案可決は難しいことではなかった。また、実際には吏党内にも地主層出身者が存在したため、彼らは民党、吏党の枠を越えて地租軽減派、地価修正派を形成し、これが吏党結束の障害となっていた。吏党が表面的に反対を唱えていたとしても、衆議院で両案が否決され

棉花輸入税撤廃の政治過程

表3 第四議會各政党提出財政関係法案および建議案

法案	金額	自	改	国	開会→	議事進行	→閉会
地租改正	375	○	○	×	T—K		
地価修正	375	○	○	×	T—K		
府県監獄費	320	×	×	○	T—H		
輸出税全廃	180	▲	○			T	
車税廃止	65	▲	○			T	
棉花輸入税	25	○	○	×	T		K
生糸直輸出	15	○	▲				T

建議案							
生糸伝習所	5	○	▲				
生糸検査所	5	○	▲				
航海奨励	50	○	▲	○			K
北海道拓殖		▲	▲	○			
四大河川治水				○			

略号 自：自由党 改：改進黨 国：国民協会

T：提出 K：可決 H：否決

○は賛成、▲は原則賛成だが支持しない、×反対、無印は賛否不明

出所 自由黨黨報局『黨報』、立憲改進黨黨報局『立憲改進黨々報』各号、「国民協會会史」(四)~(十)『中央新聞』1893年6月28日~7月11日より作成

る恐れはなかったのである。しかし、その基盤を政府とほとんど同じくする貴族院は、衆議院の可決した地租減税案をことごとく否決した。結局、民党の地租軽減・地価修正法案は毎回不成立とならざるを得なかった。したがって、議會開設以来、民党が掲げてきた「民力休養」政策は、政府の軍備擴張予算に制限を与えるという役割を果たしてはいたが、具体的な成果は何ひとつ挙げられていなかったのである。

一方、吏党側からは民党の地租減税要求を「徒らに地主の歓心のみを収めて地主以外の細民を窟むる」もの、すなわち地主を利するのみで小作料の引き下げにはつながらないという批判が繰り返され、地方財政の負担を軽減する府県監獄費国庫支弁に歳入剰余金の一部を当てることが主張されていた。政府はこの吏党の要求を入れて第二、第三議會に府県監獄費国庫支弁法案を提出していたが、兩議會とも民党の反対にあつて衆議院で否決されていた。また、軍艦製造費の通過を狙う伊藤内閣は第四議會に自ら地価修正案を提出しているから、政府は軍備擴張予算の成立と引換の上ならば、府県監獄費、地価修正いずれか一方、およそ三〇〇万円程度の減税には応じる構えを見せていた。このような「民力休養」政策の行き詰まりと吏党側からの批判、地租問題への政府の譲歩可能性によって、自由党は第四議

会に臨むに当り民力休養ニ消極主義政策を縮小し、新たに産業育成政策ニ積極主義を掲げるにより事態の打開を図つたのである。

その結果、各政党の『党報』などにより作成した表3に挙げたように、自由党は財政関係法案として従来の地租改正法案、地価修正法案に加えて、棉花輸入税免除法案、生糸直輸出奨励法案を、また生糸伝習所、検査所設置、航海奨励の三建議案を第四議會に提出・賛成した。また改進黨も輸出税全廃、車税廃止、棉花輸入税免除を支持している。

表3には各法案名の右側にそれぞれ必要とする財源額（万円）を記載したが、各政党の支持、不支持とこの必要財源額から次の三点が明らかである。第一に、自由党と改進黨は第三回までの議會と同様、地租減税二法案を推進しているが、前述の自由党明治二五年度予算査定案における約一、一〇〇万円と比較すれば、減税要求額にはかなりの譲歩が見られる。第二に、改進黨は生糸関連三法案、航海奨励建議案には不支持を打ち出しているが、これは輸出税廃止を行えば輸出産業に対する減税は十分であるという根拠による。これらの法案を除いても改進黨は従来の地租減税要求に匹敵する一、〇二〇万円の財源を要求していることになる。改進黨の総花的な消極（地租減税：七五〇万円）、積極（産業育成：二七〇万円）両政策の要求に対して、自由党が取り上げた積極策は棉

花輸入税免除と生糸直輸出奨励法案の合計四〇〇万円のみで、その他の産業育成策は強制力のない建議案として支持するに留まっている。自由党は消極、積極案併用に関して、改進黨に比べより現実的、妥協的であった。自由党は、当時議會に對して請願されていた多数の産業育成策のメニューの中から、第一目標たる地租減税の財源を侵食しない範囲で、二大産業である蚕糸業と紡績業の育成を選択していた。このような自由党と改進黨の積極案に対する方針の相違によって、棉花輸入税免除案のみが両党の支持を受けて可決されたのである。

第三に、吏党たる国民協會は従来の通り地租減税反対、府県監獄費国庫支弁法案支持の姿勢を変化させていない。また、これに加えて北海道拓殖、四大河川治水、航海奨励の三建議案を支持しているが、前二者は既述の通り松方内閣以来、政府の積極主義政策の一環として行われてきたもので独自性に乏しかった。府県監獄費国庫支弁法案をもって民党の地租減税案批判を行い、かつ政府よりの積極政策を支持してきた国民協會にとつて、民党が積極主義を併用して独自の産業育成策を主張することは、民党の批判者たる自らの存在意義を問われる重大な事件であったといえる。

棉花輸入税免除法案が第四議會の途中から民党、吏党対決の構図のなかに巻き込まれていった原因は上記の三点に集約される各政党の動向によつて説明することができる。表3で

は第四議會における各法案の審議進行状況を大まかに示している。民党の要求する地租、地価法案はそれぞれ一八九二（明治二五）年二月三日、七日に可決されたのに対し、吏党側の對抗案たる府県監獄費法案は同八日に否決されている。自由、改進黨は第一目標である地租減税案について衆議院通過を果たし、輸出税廃止、棉花輸入税免除など積極主義法案の議會通過へ向かっていた。これに対して、府県監獄費法案を否決され、独自の積極案を提示できなかった国民協会側は、新たに民党の積極案に批判の矛先を向けていくことによつて民党批判者としての地位を保とうとしていた。このことは国民協会が党として棉花輸入税法案に反対することを決定したのが棉花輸入税法案提出の後であつたという前述の指摘でも裏付けられる。棉花輸入税免除法案の第一読会が開かれた一二月一二日には、地租減税案について貴族院の議決はまだ行われていなかったため、棉花輸入税免除案に対する反対意見は「棉作保護」という視点を中心とせざるを得なかつた。しかし、地租軽減法案が一二月二三日に、地価修正法案が翌一八九三（明治二六）年一月一日に貴族院で否決された後に開かれた第二読会以降では、そもそも民党の第一目標である「民力休養」の実現が不可能になつたにもかかわらず、棉花輸入税免除を推進することは民党自身の政策矛盾を露呈するものだという批判に重点が置かれていたのである。この

ような批判に対して、自由党の反論は、「先づ消極ノ事ヲ行ヒ、而シテ后ニ積極ノ業ニ及ボサントシタルモ、或ハ政府ノ拒絶スルトコロト為リ、或ハ貴族院ノ遮断スル所ト為」つたのであつて、棉花輸入税免除案についても「棉花ノ無税輸入ハ、一般国民ノ利益ヲ謀ル者ニシテ、少数豪族の私利ヲ営マシムル者ニ非ス」というものであつた。

- (1) 長岡新吉『産業革命』教育社、一九七九年。
- (2) 前掲『帝國議會衆議院議事速記録』、以下の議會審議に関する記述、引用はすべて同書による。
- (3) 沢沢青淵記念財団竜門社編、前掲書、第十卷、三七二ページ。
- (4) この当時新聞に掲載された棉花輸入税免除論としては、荒井泰治『棉花輸入綿絲輸出関税免除論纂』、一八九三年、森岡竹之助『輸入棉花輸出綿糸関税免除論纂續編』、一八九三年、福澤諭吉『実業論』一八九三年（『福澤諭吉選集』第八卷、岩波書店、一九八一年所収）などがある。
- (5) 沢沢青淵記念財団竜門社編、前掲書、第二十卷、一九五八年、四八五ページ。
- (6) 「棉花輸入税廃止に対する自由黨の議を非とす」、『東京經濟雜誌』第六四四号、一八九二年一〇月八日。
- (7) 『大日本農會報』第一四七号、一八九三年一月。
- (8) 同上書、第一五〇号、一八九四年三月。
- (9) 村上はつ『棉花輸入税免除をめぐる諸勢力の動向』、大塚久雄ほか『資本主義の形成と発展』東京大学出版会、一九六八年。
- (10) 自由黨黨報局『黨報』第五号、一八九一年二月。

- (11) 「国民協会史(五)」、『中央新聞』第三二七六号、一八九三年六月二十九日。
- (12) 第三議會から第四議會にかけての民党の政策転換の詳細は、坂野、前掲書、第一章参照。
- (13) 「第四議會自由黨代議士報告書」、『黨報』第三二号、一八九三年三月。

五、結論—棉花輸入税撤廃の阻害要因とその解決

棉花輸入税免除法案は第四議會で衆議院を通過しながら、続く第五、第六議會では第一読会が開かれたのみで審議未了となり、その成立は日清戦争後の第九議會まで引き伸ばされた。この点に関する従来の見解は、前節で述べたように①政府の側では軍拡財源の考慮、②支持勢力たる民党の側では地租問題との財源的矛盾が存在したことによるとされ、また、③第九議會での成立の要因は日清戦争の賠償金獲得によってこれらの財政的問題が解決したことと求められている。本節では、これらの見解の妥当性を検討する。

まず、上記①について検討しよう。前節で見たように第一議會以来衆議院で多数派を占める民党は政府の軍備拡張案に反対し、政府は貴族院を盾として民党の要求する地租減税法

案を退けていた。第四議會では軍艦製造費を衆議院で可決することと引き換えに政府自ら地価修正法案を提出したが、衆議院で軍艦製造費が否決されたことをもって地価、地租両案とも貴族院で否決されていた。しかし、このことは、民党が軍拡予算を衆議院で通過させるのであれば、政府は三〇〇万円の減税に応じる姿勢を見せていたことを示している。それと比較して、棉花輸入税は年々増加しつつあるとはいえ、一八九三(明治二六)年でも約四二万円ほどであった。したがって、民党の妥協次第で政府は棉花輸入税免除案に同意したはずであり、財源考慮説は妥当性がないのである。

次に②について見よう。第四議會での棉花輸入税免除法案の審議において、たしかに地租問題との財源的矛盾をつく反対意見が存在していた。しかし、前述の通り、そのような反対意見は史党の側が民党批判の一環として主張していたものである。表4には超党派での地価修正推進を目的とする地価修正同盟会、地価修正派代議士会に属する議員の棉花輸入税免除法案に対する賛否を表している。これによれば、強力な地価修正派議員でも棉花輸入税法案への賛否は自由党、改進黨が賛成、国民協会が反対とはっきり分れている。また、これら地価修正派は、約一八〇万円の減税法案である輸出税廃止、また約三二〇万円の監獄費国庫支弁については反対を決議している⁽¹⁾。一方、輸出税全廃運動の中心的人物であった田口卯

棉花輸入税撤廃の政治過程

表4 地価修正派議員の棉花法案に対する賛否

	自由党	改進黨	国民協会	その他	合計
賛成	16	5	0	6	27
反対	1	0	9	14	24
不明	11	7	4	4	26
合計	28	12	13	24	77

注 1892年 8月22日 地価修正同盟会出席者
 11月11日 地価修正派代議士会出席者
 11月18日 地価修正派代議士大会出席者
 『時事新報』1892年8月23日, 11月12日, 同19日号
 『紡績連合会報告』第七号より算出

吉の主筆する『東京経済雑誌』は地租減税反対、棉花輸入税撤廃賛成の態度を明確に打ち出しているから、地租減税と財源面での対抗していたのは、府県監獄費国庫支弁、輸出税全廃の二法案であり、棉花輸入税免除案は地租減税とは対立関係にはなかったと考えられる。

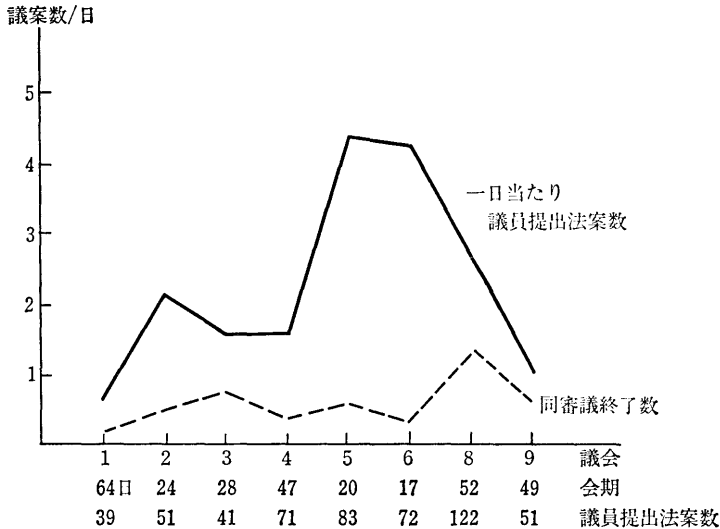
以上二点より、従来の見解は説得力を欠くものであると考えられる。棉花輸入税免除が日清戦争以前の第五、第六議会で成立しなかった

原因は、政府、民党における財源への考慮に求めるべきものではなく、第一に、第五議会以降、財政問題が議会で主たる争点からはずれたこと、第二に外交問題をめぐって議会が解散され、十分な審議時間が与えられなかったことによる。

帝国議会では、議案は原則として提出順に基づいて審議されるため、提出順位は各法案の重要度を表す代理指標と考えることができる。棉花輸入税法案は第五、第六議会において、地租、地価法案と同様に議会初日に提出され、議員提出法案中の提出順位は第四議会二三、二四位、第五議会二二、二三位、第六議会九、一〇位（それぞれ自由党提出、改進黨その他会派提出の二法案）であった。したがって、棉花輸入税免除案の財政関係法案中での優先順位は高く、第五、第六議会での重要度は少なくとも第四議会と同等以上の水準にあったと言える。それにもかかわらず、審議未了となったのは、第五議会が審議日数二〇日、第六議会は一七日でともに解散されたことに原因がある。図1に示したように、議員提出法案数は第四議会七一、第五議会八三、第六議会七二と大きな変化はないが、会期が短かったために審議日数一日当り法案数は第五、第六議会で急激に上昇しており、審議未了に終わった議員提出法案の数は、第五議会六九、第六議会六五に達している。第五、第六議会では、財政問題を中心とする政府対民党、吏党対民党という対立の構図が崩れ、いわゆる「内地雑居尚早論」に端を発した「対外硬」派の現行条約勵行問題をめぐって議会が解散され、棉花輸入税免除もこの煽りを受けて審議未了になったのである。

最後に、上述の③について検討する。従来の見解は日清戦

図1 審議日数1日当たり議員提出法案数と同審議終了数



出所 衆議院、参議院編『議会制度七十年史 帝国議会議案事件名録』1961年
『帝国議会議案速記録』各回より算出

注 議員提出法案は撤回案を除く。審議終了とは本会議で確定議となったか、もしくは否決された法案を指す。会期については本文第三節注(11)を参照。
第七回議会は日清戦争関係法案のみの審議しか行われていないので除外した。

争による賠償金獲得を直接に棉花輸入税免除と結びつけている。しかし、賠償金は軍費の償却陸海軍拡張費、非常準備金にその大半が向けられていたから、新たな減税を行うための財源たり得なかつた。なおかつ、賠償金による軍拡は経常費の増加を意味しており、むしろその財源を得るために新たな増税が必要となっていたのである。

日清戦争後の三国干渉による危機感が国内で高まるにつれて、軍備拡張は戦後経営の最優先課題となり、民党も積極的に軍拡予算を支持するようになっていた。自由党も三国干渉後の一八九五(明治二八)年七月に発表した党方針において、「我國ハ清國トノ平和條約ニ於テ其(戰勝国としての…引用者注)利益ヲ得ルト雖モ縮盟各國均霑ノ約アルヲ以テ我國自ラ進ンテ之ヲ取ルニ非スンハ唯タ其名義ニ止マリ其實益ハ却テ他國ノ手ニ歸セントス」る状況を踏まえて、「我黨ハ海軍ノ改革擴張ヲ並ヒ行ヒ併セテ陸軍ヲ増設全備スルコトヲ勉ムヘ」きであり、そのために巨額の経費を必要とするのは「實ニ不得已ノ事ナリ」とした³⁾。したがって、第四議会ま

棉花輸入税撤廃の政治過程

表5 日清戦争後の税制改革政府案(累積額)

(単位:1000円)

科目	明治29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
〈増税〉					
登録税	6,810	6,810	6,810	6,810	6,810
営業税	0	5,660	7,550	7,550	7,550
酒造税	0	9,280	9,280	9,280	9,280
葉煙草専売収入	0	860	10,310	10,320	10,320
輸入税	0	0	0	0	5,610
合計	6,810	22,610	33,960	33,960	39,570
〈減税〉					
登記手数料	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780
酒造免許税	430	430	430	430	430
鶏営業税	30	30	30	30	30
煙草税	190	1,020	2,950	2,950	2,950
醤油営業税	30	50	50	50	50
菓子税	150	640	640	640	640
船税	140	270	270	270	270
車税	400	800	800	800	800
牛馬売買免許税	40	70	70	70	70
棉花輸入税	530	530	530	530	530
輸出税	0	0	0	2,310	2,310
合計	3,720	5,620	7,550	9,860	9,860

出所 「自明治二十九年度至同三十八年度 十箇年度間歳入歳出概算」

同上, 別表第一 「増税収入並減税比較表」

大蔵省『明治財政史』第三卷, 明治財政史発行所, 830-833ページ

で見られたような政府対民党の予算対立はすでに消滅し、衆議院で軍拡予算が否決される恐れはなくなっていた。しかし、自由党にとって「積極消極並び行ふは我黨の夙に定めたる方針」であり、政府と提携するにあたっては、あくまで「我黨が政府と相共に提携するに至りしは」「其方針の相同じき者あるを以てなり」という点を強調していた。したがって、軍拡に伴う歳入不足を何によって補うかという点について、民党は日清戦争以前の政策を完全に放棄したわけではなかった。米価上昇により地租負担は実質的に減少していたが、民党は地租増税を認めなかったし、積極策としての産業育成策の実現なく増税に賛成することはあり得なかったのである。この点で、議会の財政チェック機能は依然として有効であり、政府は民党の主張を無視し得なかった。

このような事態に対して、政府が第

表6 中央政府歳入における租税, 印紙収入の比較

(単位: 1000円)

	明治28年度		明治30年度
地 租	38,693(51.8%)	地 租	37,965(37.6%)
酒造税	17,749(23.8%)	酒 税	31,105(30.8%)
煙草税	2,741(3.7%)	煙草税	4,935(4.9%)
所得税	1,463(2.0%)	営業税	4,416(4.4%)
醬油税	1,497(2.0%)	所得税	2,095(2.1%)
証券印税	901(1.2%)	醬油税	1,532(1.5%)
車 税	862(1.2%)	証券印税	1,212(1.2%)
取引所税	780(1.0%)	取引所税	1,106(1.1%)
売業税	779(1.0%)	売業税	932(1.0%)
菓子税	689(0.9%)	兌換銀行券発行税	561(0.5%)
兌換銀行券発行税	409(0.6%)	釧業税	421(0.4%)
北海道水産税	301(0.4%)	北海道水産税	359(0.4%)
船 税	291(0.4%)	国立銀行税	110(0.1%)
釧業税	247(0.3%)	沖繩県酒類出港税	57(0.1%)
国立銀行税	220(0.3%)	酒精営業税	15(0.0%)
狩猟免許税	149(0.2%)	狩猟免許税	0(0.0%)
牛馬売買免許税	80(0.1%)	船税	0(0.0%)
麴営業税	31(0.0%)	旧税追納	20(0.0%)
沖繩県酒類出港税	20(0.0%)		
酒精営業税	10(0.0%)		
海関税	6,786 (9.1%)	海関税	8,021(8.0%)
		印紙収入	5,971 (5.9%)

出所 大蔵省『明治・大正・昭和の財政一覽』, 1952年。

注 括弧内は租税, 印紙収入に占めるパーセンテージ。

明治30年度の狩猟免許税, 船税は単位未滿。

九議會で示した増税、減税案は表5のようなものである。この計画では、第一に、民党の反発が予想される地租は据え置かれ、営業税の国税編入、登録税の導入、酒造税法改正、煙草専売という三税一収入と条約改正による輸入税の増税を行うこととし、第二に、工商业者への新たな課税の代償として、表3に挙げた民党の諸減税要求、産業育成案を汲み、輸出税全廃、棉花輸入税の撤廃という減税案が示され、加えて予算案の中には生糸検査所、蚕業講習所の設立、航海奨励のための予算が含まれていた⁶⁾。第三に、従来府県税であった営業税を国税編入するに当たり、地方財政の歳入不足分を補うものとして国税営業税附加税の新設、車税、船税、菓子税の地方税移転が計られた。さらに、増税科目として営業税を選択するにあたっては「抑々現在ノ地方營業税ハ、各地ノ税率ヲ異ニシ公平ヲ失ス。今之ヲ公平適度ノ國税ニ改ムルハ

經濟上ノ得策トス」という側面が主張されている。⁽⁷⁾

衆議院で増稅案を支障なく可決させ、また各地方の民黨支持者の批判を避けて民黨との提携關係を維持するためには、たとえ建前に過ぎないとしても、稅制改革によつて稅の公平負擔が計られるという論理を示すこと、また民黨積極案の受け入れ方針を明確にすることが政府にとつて必要であつた。商工業者への新課稅、増稅によつて、表6のように中央政府歳入の租稅、印紙收入に占める地租の割合は一四・二%減少することになり、結果として農工間の稅負擔不公平は現實に是正されつゝあつた。

棉花輸入税免除法案もこのような背景のもとで成立したのであり、突出した保護政策として認められたのではなかつた。棉花輸入税撤廃はいうなれば政府の「増稅への配慮」によつて可能になつた、というのがもつとも適切な結論となる。

- (1) 「地價修正派輸出税全廢に反對す」『東京經濟雜誌』第七〇五号、一八九三年二月。
- (2) 「地租輕減と地價修正に関する意見書」『東京經濟雜誌』第六五四号、一八九二年二月、「棉花の輸入税免除すべし」『東京經濟雜誌』第六四八号、一八九二年一月。
- (3) 大藏省『明治財政史』第一卷、明治財政史發行所、一九二六年、二一ページ。
- (4) 「自由黨の方針」『黨報』第八九号、一八九五年七月。

(5) 「第九議會」『黨報』第九九号、一八九五年二月。

(6) 大藏省『明治財政史』第三卷、明治財政史發行所、八二〇—八二八ページ。

(7) 「渡邊大藏大臣財政意見書」、伊藤博文編『秘書類纂一六 財政資料』中卷、秘書類纂刊行會(復刻版・原書房、一九七〇年)、一〇五ページ。

《付記》

本稿は筆者の修士論文の一部を加筆、修正したものである。